

第 2 1 期 第 1 7 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

藤里町農業委員会

1. 招集及び開催月日

招 集 月 日 平 成 2 4 年 9 月 2 6 日
開 催 月 日 平 成 2 4 年 1 0 月 5 日

2. 開催及び時刻

開 催 場 所 藤 里 町 役 場 議 場
開 催 時 刻 午 前 1 0 時 0 分
終 了 時 刻 午 前 1 0 時 5 6 分

3. 招集者及び議長

招 集 者 会 長 小 森 鉄 雄
議 長 会 長 小 森 鉄 雄

4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏 名	出欠別	番号	職名	氏 名	出欠別
1番	会長	小 森 鉄 雄	出席	8番	委員	桂 田 善 昭	出席
2番	職務代理者	淡 路 龍 美	出席	9番	委員	細 田 治 男	出席
3番	委員	山 田 一 達 孝	出席	10番	委員	齋 藤 猛	出席
4番	委員	安 保 広 政	出席	11番	委員	佐 々 木 靖 夫	出席
5番	委員	佐 々 木 忠 久	出席	12番	委員	藤 原 信 一	出席
6番	委員	田 中 文 雄	出席	13番	委員	安 部 満	出席
7番	委員	市 川 一	出席	14番	委員	細 田 茂 廣	出席

5. 欠席委員の番号及び氏名

なし

6. 議事日程

日程第1 会期の決定について
日程第2 会議録署名者の指名について
日程第3 議 案 第 4 6 号 藤里町農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議 案 第 4 7 号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第5 議 案 第 4 8 号 農地法第3条の規定による専決処分の報告について
議 案 第 号

7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり
12 番 藤 原 信 一 13 番 安 部 満

8. 事務局出席者

事務局長 村岡 和夫

9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時開会

事務局 おはようございます。
定刻になりました。本日欠席委員はいらっしゃいません。定足数に達しておりますので、ただいまより第21期第17回藤里町農業委員会を開会いたします。
はじめに、会長より挨拶をお願いします、

議長 おはようございます。
収穫時期に入り、忙しい中の総会ということでしたが、全員出席ということでございます。お疲れ様でございます。
今月末には、秋田県において、担い手サミットも開会されますし、来月早々には、農業委員大会も予定されております。その際には、視察研修も計画されておりますので、できるだけ全員が参加できるよう、ご配慮願います。
本日は、議案3件ほどございますし、農業委員大会等の日程詳細も後ほど報告があるようですので、よろしくをお願いします。
それでは、早速報告に移ります。事務局は説明願います。

事務局 9月行事報告、10月行事予定について説明。

議長 ご意見ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、「報告の2番農業生産法人・農業法人報告について」事務局は説明願います。

事務局 4ページをご覧ください。
農事組合法人 の報告でございます。
1. 使用および収益を目的とする農地、採草地の面積
2. 事業の状況
3. 構成員の状況について説明。
 について、経理関係において税務署からの指導を受けたいきさつについては、農業委員会としては、経理そのものの指導ではなく、税理士等に相談をするように指導することについて、秋田県農業会議へ確認をしたことを説明。

議長 ただいまの説明で、ご意見、ご質問はございませんか。

2番 報告が今の段階で出てきたことは、税務署の指導となにか関係があるのか。

事務局 これについては、6月の段階で提出はあったのですが、税務指導により、決算報告の内容に修正が出るのではということで保留しておりました。
結果的に修正がなかったことから、そのままの状態で今回の報告となりました。

2番 経理関係の指導はいらないということだが、法人としては町からの援助等もあり、町内農家の見本となるべき団体であるのだから、それなりにしっかりしてもらわなければならないと思う。そういう観点から経理についても精査する必要があるのではないか。

- 9 番 2番委員のいうとおり、法人の報告書には決算報告書も添付されているのだから、その内容についても、指導の必要があると思うが。
- 4 番 農業委員会は、指導としては農地の使用状況であるとか、構成員の従事状況であるとかが専門で、その法人の経営に関すること、特に経理云々は専門外であるので、口出しできる立場にないと思う。
その方面は、町の営農指導担当とかがするものだと思うが。
- 議 長 その点については、先の会長、会長代理研修会の際に私も聞いていたが、農業委員会としては、あくまでも農業生産法人としての農地の管理状況であるとか、構成員の従事状況であるとかを審査するのであって、経理は経理の専門家指導を仰ぐように指導していくのだということでした。
このほかになにか質問、ご意見はありませんか。
(なしの声)
ないようですので、法人報告については、問題なしということによろしいですか。
(異議なしの声)
それでは次に進みます。「農業委員会活動カードについて」事務局は説明願います。
- 事 務 局 11ページからの農業委員会活動カードについて、農業委員会活動の「見える化」に向けた取り組みとして、毎年提出するものであることを報告し、内容を説明。
- 議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問はございませんか。
(なしのこえ)
ないようですので、報告は終了します。続きまして議事に入ります。
日程第1「会期の決定について」会期は10月5日本日1日限りとします。
日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。
(異議なしの声)
それでは、12番藤原委員、13番安部委員にお願いします。
日程第3「議案第46号 藤里町農用地利用集積の決定について」事務局は説明願います。
- 事 務 局 19ページをご覧ください。
議案第46号 農業経営基盤強化促進法による利用集積について
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたので、これを提出する。
平成24年10月5日提出 藤里町農業委員会会長小森鉄雄
1. 農業経営基盤強化促進事業による利用家の設定総括表は別紙のとおり。
平成24年10月5日公告予定分

使用貸借権の再設定3年間は1件です。

2, 383㎡の田で、転作田として使用するようです。

21ページには一覧表を添付しております。

場所は、金沢田面の真ん中程に位置するところで、転作田として使用しているところ
です。貸手が町外の方であることから、なかなか計画書が送られてこず、催促し
て、やっと到着したことから、今回の諮問に至ったとのことです。

再設定であるのし、使用状態もしっかりしております。

議 長 説明が終わりましたが、なにかご意見ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件については許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので、議案第46号は許可相当とします。

続きまして、議案第47号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 事務
局は説明してください。

事 務 局

5条申請については、河川改修工事に係る一時転用の申請が2件ございます。

整理番号1、2として上程しております。関連がありますので、2つ一緒に説明いた
します。

22ページをご覧ください。

議案第47号整理番号1農地法第5条の規定による許可申請について。

つぎのとおり、農地法第5条の規定による使用貸借権設定の申請があったので、農
地法施行令第15条第1項の規定に基づき秋田県知事に送付することについて意見
を求める。平成24年10月5日藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

所在地は大沢字大落31番5。田317㎡のうち216㎡です。

秋田県発注の河川護岸工事にかかる仮設道路のための一時転用です。

所有者は さんですが、耕作者は大沢の さんです。

借受者は工事受注者の です。

期間は許可の日から平成25年3月18日までとなります。

鉄板を敷き、仮設道路とするようですが、鉄板の設置のための砂が若干入る程度
です。

位置的には33ページの写真をご覧ください。

左側の建物が、 さんの元屋敷です。そこから東に200mいったところの
県道北側になります。

独立した田圃ですので、隣接農地もありませんし、水利権も発生しませんので、問
題ないかと思われま。

続きまして整理番号2となります。47ページをご覧ください。

議案第47号整理番号2農地法第5条の規定による許可申請について。

つぎのとおり、農地法第5条の規定による使用貸借権設定の申請があったので、農
地法施行令第15条第1項の規定に基づき秋田県知事に送付することについて意見
を求める。平成24年10月5日藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

所在地は大沢字川内沢8番1。田673㎡のうち180㎡です。

これも前件同様秋田県発注の河川護岸工事にかかる仮設道路のための一時転用です。

所有者は さんです。借受者は前件と同じく となります。

期間も同様に許可の日から平成25年3月18日までとなります。

これも鉄板を敷き、仮設道路とするようですが、鉄板の設置のための砂が若干入る
程度といったところす。

位置的には59ページの写真になりますが、写真中央右側の小さい建物の元屋敷で、その西側に位置する県道脇の細長い田圃になります。これも前件同様独立した田圃ですし、水利も問題ありません。以上です。

議 長 5条申請2件を続けて説明いたしました。
ただいまの説明で、ご意見ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないよですので、本件については、許可相当としてよろしいですか。
(異議なしの声)
ご異議がないようですので、議案第47号整理番号1, 2は許可相当とします。
つづきまして、議案第48号「農地法第3条の規定による専決処分の報告について」事務局は説明願います。

事 務 局 63ページをご覧ください。
農地法第3条の規定による許可委申請の諸部について、下記のとおり提出する。
別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定により届出書が提出されたので、専決議案第48号専決処分。
次のとおり、不動産登記法第37条第2項の規定により不動産登記を申請するため、処分により受理通知を発行したことを報告する。
平成24年10月5日提出藤里町農業委員会会長 小森鉄雄
3人の方より相続により所有権を取得した届出がありました。
64ページから71ページまでを説明。

議 長 ただいまの説明でご意見ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、本件については、許可相当としてご異議ございませんか。
(異議なしの声)
ないようですので、本件については、許可相当とします。
以上で、議事は終了しました。
続きまして協議に入ります。
事務局は説明願います。

事 務 局 73ページからの秋田県農業委員大会の詳細について説明。

議 長 ただいまの説明でご意見ご質問はございませんか。
(なしの声)
ないようですので、協議については終了いたします。
11月5日、6日は万障お繰り合わせの上、ご参加くださるようお願いいたします。
皆様から、ほかに何かありませんか。
(なしの声)
無いようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。
午前10時56分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 24 年 10 月 5 日

藤里町農業委員会会長
議 長

藤里町農業委員
署名委員
(12 番)

藤里町農業委員
署名委員
(13 番)